

家畜衛生情報 No.2 令和7年4月25日

青森県三八農林水産事務所 八戸家畜保健衛生所



国内で馬インフルエンザが発生！



本年4月8日、熊本県の馬（重種馬）飼養農場3戸において、我が国では2008年以来となる馬インフルエンザの発生が確認されましたので、発生予防及び感染拡大防止の取り組みをお願いします。

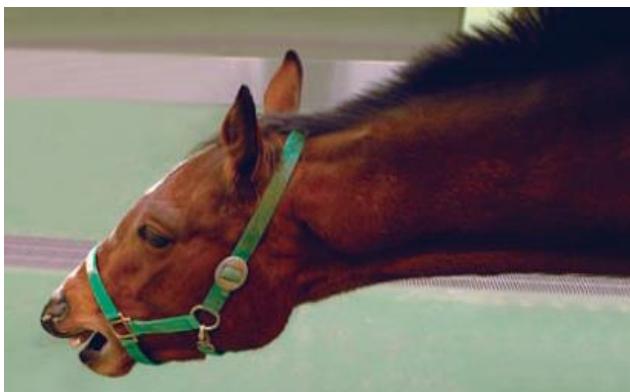


馬インフルエンザはどんな病気？

- 馬インフルエンザウイルスの感染によって起こる伝染性の非常に強い急性の呼吸器疾患です。
- 症状は、40℃前後の発熱、元気・食欲の低下、乾性の咳、鼻汁などです。
- ウィルスは、感染馬から咳などによって空気中に飛沫として排出され、周囲の馬に短時間で感染が拡大します。
- 過去の発生時には、馬の移動が制限され、種付けの中止や競馬の開催中止など大きな被害がありました。
- 海外においては、頻繁に発生しており、厳重な警戒を要する伝染病です。（軽種馬防疫協議会「海外伝染病発生状況」）
- 輸入検疫において、2017年には131頭、2018年には76頭が摘発されています。



粘ちよう性鼻汁



咳をする馬

写真出典：公益社団法人 中央畜産会。

令和4年度馬伝染性疾病防疫推進対策事業馬インフルエンザの発生・拡大を防ぐために

発生予防

- 馬の飼養衛生管理基準に基づく衛生管理の徹底
- ワクチンの接種

感染拡大防止

- 感染馬の早期発見

飼養者へ

馬の健康観察を徹底し、発熱、呼吸器症状など、本病を疑う症状を確認した時は、ただちに獣医師に連絡しましょう。本病が疑われる場合は、当該馬群は他の馬群との接触を避けて飼養してください。

獣医師へ

本病が疑われる場合は家畜保健衛生所に連絡すること。または、簡易検査やウイルス遺伝子検査で陽性を確認した時は速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。

- 感染拡大の防止

馬インフルエンザが確認された場合は、感染馬の隔離、同居馬の移動自粛、感染馬が飼養される厩舎及び用いられた器具等の消毒等を徹底してください。

馬インフルエンザの予防接種要領

初回は使用説明書に従って2回接種（基礎免疫）し、以降半年ごとに1回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。

※予防接種間隔が1年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

（軽種馬防疫協議会事務局、「馬の予防接種要領 - 軽種馬防疫協議会」. 軽種馬防疫協議会.
<http://keibokyo.com/prevention/inoculation/>. (参照2025-02-14)）

青森県三八農林水産事務所 八戸家畜保健衛生所

TEL : **0178-27-7415**

FAX : 0178-27-7418

夜間・土日祝祭日の場合 家保携帯 : **090-7069-7714**

